

令和7年度スクールソーシャルワーカー活用事業に係る任用候補者の募集について(募集要項)

長崎県教育委員会

長崎県教育委員会は、不登校やいじめ、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを市町教育委員会及び県立学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、課題を抱える児童生徒に支援を行っています。

つきましては、令和7年4月からスクールソーシャルワーカーとして勤務する意欲のある方を次のとおり募集します。

1 応募資格

地方公務員法16条各号のいずれにも該当せず、次のいずれかに該当する方

- (1) 社会福祉士の資格を有する方
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する方
- (3) 教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある方

地方公務員法(抄)(昭和25年12月13日法律第261号)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、主に次の業務を行います。

- (1) 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内における組織体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動等

3 勤務条件

- (1) 勤務地
市町教育委員会、県立学校

勤務先は、
・新上五島町教育委員会(小中学校担当)
・上五島高校、中五島高校
になります。

- (2) 勤務日・時間
配置勤務 最大で年間700時間程度、1日あたり3~7時間45分(予定)
派遣勤務 学校等からの申請に応じて、1日あたり2~7時間45分で依頼(単発)

- (3) 身分
パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)

- (4) 任期
令和7年4月1日から令和8年3月31日(予定)
任期満了後に勤務実績が良好であるときに限り、最大で4回公募によらず再度任用される可能性があります。
- (5) 報酬(令和6年度実績)
1時間あたり3,000円
- (6) 費用弁償
・通勤にかかる費用については、常勤職員の通勤手当の取扱いに準じ、支給。
・研修会出席にかかる旅費については、県の職員の旅費に関する条例に基づき、支給。
- (7) 保険
・公務上の災害に対する保障については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の適用はありません。

4 選考について

- (1) 一次選考(書類選考)
(2) 一次選考結果の通知
(3) 二次選考(面接選考)
(4) 二次選考結果の通知
(5) 勤務地・日・時間の案内

個別に対応します。
詳細は担当者にお尋ねください。

一次選考合格者のうち、令和6年度に長崎県教育委員会スクールソーシャルワーカーに任用されている方は、二次選考(面接選考)を免除することがあります(一次選考結果通知の際に、個別にお知らせします。)

5 提出書類等

- (1) 提出書類

提出書類	応募資格		
	(1)	(2)	(3)
(様式1)スクールソーシャルワーカー応募票			
(様式2)勤務希望調査票			
返信用封筒(1通) 長形3号封筒に110円切手を貼付し、応募者本人の住所・氏名を記入した状態で同封してください。			
「社会福祉士登録証」の写し			
「精神保健福祉士登録証」の写し			
最終学歴卒業証書の写し			

~~(2) 提出期限~~ **令和6年12月6日(金)消印有効**

- (3) 提出先

〒850-8570
長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県教育庁 児童生徒支援課
総務・教育相談班 SSW 活用事業担当宛

封筒の表に「SSW選考書類在中」と朱書きしてください。

6 その他

- (1) 本募集は、令和7年度の予算成立を前提としています。予算の成立状況によっては勤務条件等を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 二次選考合格者（一次選考合格者のうち、二次選考免除となった者を含む）を、令和7年度任用候補者として登録します。任用にあたっては、「健康診断書」の提出が必要となります。詳細は、各選考結果通知の際にご案内予定です。

問合せ先

長崎県教育庁児童生徒支援課

総務・教育相談班 担当：村田

電話：095-894-3339

メール：sc-ssw.j@pref.nagasaki.lg.jp